

神奈川最賃千円裁判傍聴記（十二） 下山房雄（かながわ総研元理事長）

2013年11月27日神奈川最賃裁判第12回。関連の行動は、横浜市役所くすのき広場9:20出発、ベイスターズ通りを進んで裁判所までのデモ行進、13:15傍聴席抽選（83席に90人で7人外れ 私は当り）、裁判傍聴13:30～13:50、報告集会14:00～14:45という具合に行われた。裁判は、原告準備書面（9）と被告準備書面（9）の提出確認（以下前者を α 、後者を β と略称）から始まり、次いで恒例にしてきた原告陳述が行われ、さらに α の要約陳述が田淵弁護士によって為された（ β の口述は例によって無し）後に、次回裁判日程の調整決定（14年2月12日10:00～）があつて終わった。

今回陳述の原告は前職—デイサービスセンターの正社員、現職—社会福祉協議会の非常勤職員（1年契約更新で7年 時給970円）で、60歳の母親と二人世帯の34歳女性。仕事の苛酷さ、労働条件の低劣さが切々と述べられる。前職の場合は、正社員といいながらボーナスは無く、人手不足で8時半始業の昼間は事務スタッフとして働き、夕方から夜10時半までは介護スタッフとして、つまり二人分しかも休憩も取れない過度労働で働きながら、残業代無しで月収14万円、それが遅配欠配にもなる。この状態10ヶ月の勤務で、ストレス過多からの極度の身体不調になり、さらにその3ヶ月後に甲状腺腫瘍が発見され、ショックで徹底落ち込んで退職に追い込まれた。現職は前々職と同じ職場だが、通算7年勤務の経過で仕事は変わっているのに時給は殆ど変わらずの状態だ。手取り月収11-12万円です。「生活はとてみたいへん」ということに当然なるが、日々の生活が困難であることは人生の行路で新局面への展開が不可能で停滞した生涯に追い込まれてしまうことである。陳述では、そのことが「20万円の費用が工面できないため、未だ手術の目途はたっていません」、正社員への途が開ける社会福祉主事資格を取得すべく教育を受けるにも「お金がかかります」、「お金が無いと、新しい事にチャレンジする機会すら得られなくなる」といった叙述で表現された。

この陳述を聞きながら、私は新自由主義経済思想あるいは新古典派経済理論の非現実性に改めて腹を立てた。アベノミクスの「第三の矢」は、衰退産業から成長産業へ労働力を移動させるために、雇用保護規制を取っ払うというものだが、労働需要が増大している福祉関連では、賃金・労働条件は低劣のままだ。この状況のもとに衰退製造業で解雇が為されれば、低劣賃金労働条件でもやむなく福祉分野に再就職し、良い仕事は出来ずに転々として結局良質の福祉サービスが社会的に供給されることはない。

アベノミクスの経済思想＝新古典派ミクロ理論では、自由な市場が最適な資源配分と適切な所得配分をもたらすはずだ。産業の転変に伴って必要となる労働移動＝労働力再配分は、自由な労働市場が保障するはずなのである。だったら労働需要増大の福祉分野の賃金が上昇して、そこに新卒労働力が集中し、また衰退の製造業から労働力がそこに自発的に移動することにならねばならない。しかし、現実には福祉サービス需要の主体は貨幣を充分には持たない庶民で、福祉の必要はあつてもそれが市場で貨幣をとまう有効需要にはならない。ケインズ思想＝マクロ理論の左翼版に従って、社会保障制度に拠る国家介入で福祉に資金を投入せねば、あわせて最賃制によって福祉分野を含む底辺労働市場の相当な賃上げを強制するかせねば、つまり市場論理だけでは社会的需要は充足されないのだ。

ところで α は、被告準備書面（8）への反論である。この書面（8）は、原告に原告適格性が無いとのこの裁判の初盤で被告が提起し裁判所に相手にされなかった主張を繰り返

すことに加えて、行政事件訴訟法 3 条 6 項のいう「行政庁が一定の処分をすべきであるのにこれがなされないとき」の訴訟＝「義務付けの訴え」においては、同法 37 条の 2 第 1 項が「一定の処分がなされないことにより重大な損害を生ずるおそれが」なければ訴えは起こせないとしていることに拠って新たに次の様に主張する。—「地域別最低賃金の改正決定がされないことによって生ずる損害は日々の経済的損失であるから、その損害の性質上、行訴法 37 条 2 第 1 項における「重大な損害」が生ずるとは認めがたい」

私の読むところでは、 α は、このような被告の議論に対して、次のように力強く論駁する。第一に、最賃千円以下の労働者は生活保護法 3 条 2 項の「健康で文化的な最低限度の生活水準」維持ができないのだから、生存権が侵害されている。第二に、生保水準不充足の現状は「単なる経済的打撃を原告らに与えているのみならず、原告らの生命や健康に対する侵害の危険を含む」。第三に最賃金額<生保基準の現状は「原告らから子どもに教育を受けさせる機会や、結婚、出産、育児の機会を奪うことにもなっており、事後的な金銭賠償による回復を甘受させることが社会通念上不相当なものである。」

α は、このような論理を立てた上で、その論理の実態的裏付けとして、前回までの 10 回の裁判における計 11 人の原告陳述を次の 6 項の下に抜粋引用する。①「原告らは最低賃金ギリギリの低賃金で生きていくために、仕事の掛け持ちや長時間労働を余儀なくされ」「通常必要とされている人間関係の構築も容易ならぬ状態にある」②「長時間労働などの無理がたたり、体調を崩している者もいる」「まさに原告らの生命や健康に対する危険が生じている」③「低賃金・低収入の状態は、原告らの自立、結婚、出産の機会も奪っている」④「親の低賃金・収入のしわ寄せが子に受け継がれてしまい、子の教育等の機会が失われている」⑤年金受給「年齢に差し掛かっても、年金額の引き下げや支給年齢の引き上げによって 60 歳以降も最低賃金ギリギリの時給で働かなければ生活できず、他方で医療費等はかさみ、低賃金・低収入による不安定な生活は変わらない」⑥原告らは「まじめに働いただけの収入を得て、人として当たり前前の生活をしたいと思っているだけ」「しかし現状は、働いても、生活保護基準よりも低い収入しか得られず・・・その生活に心身ともに疲弊しながら、この裁判を提起し、現在まで続けている」。

こうした α の論理と実証は、今回裁判の原告陳述の内容にも貫かれている。けだし、職業資格が取れず、治療手術も受けられないのは「重大な損害」に他ならず、生命を失う損害は「事後的な金銭賠償による回復」で甘受できるものではない。

さて β の主張であるが、それは①最賃法改正の「生活保護に関わる施策との整合性に配慮する」とは生保基準以下にならぬよう「配慮すべきことを求めるにとどまる」もので、下回っても違法ではない ②最賃決定基準の 3 要素（生計費、支払能力、賃金）は「互いに軽重が無く」、国際条約も賃金支払能力を考慮することを排除していないなど、従来の被告主張のほぼ反復にすぎない。ただし「平成 25 年度の神奈川最低賃金の改正決定により」最賃一生保の「乖離が解消されたことを主張する」と宣言口調で述べていることが新しいといえは新しい。しかしながら、その強弁は生保基準の非科学的不公正的計算によっているわけで、到底承認できるものではない。せめて生保基準の計算には、事業支払能力を考慮すべきではなく、生計費観点一本槍で計算すべきであり、それでも乖離が解消できなければ、それは事業支払能力考慮の結果と主張すべきではないか。

乖離解消の誤認的認識と生保改悪政策強行が結合すれば今後最賃金額は引き下げ趨勢に逆転しかねない。この裁判に勝利せねばと改めて意志を固める所以である。（12 月 2 日）